

議案第83号

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、と畜検査手数料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市衛生関係手数料条例（平成12年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表48の項中「400」を「600」に、「200」を「300」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市衛生関係手数料条例別表48の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にと畜場法（昭和28年法律第114号）の規定に基づき行ったとさつ又は解体の検査に係る手数料について適用し、施行日前に同法の規定に基づき行ったとさつ又は解体の検査に係る手数料については、なお従前の例による。